

南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託公募型プロポーザル方式実施要領  
(目的)

第1条 この要領は、南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務（以下「実施計画等策定業務」という。）を委託するにあたり、震災復興計画の早期実現に向けて各種まちづくり事業の適正な管理や調整及び事業計画策定業務の各支援能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、その必要な手続等について定めることを目的とする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) プログラムマネジメント業務

- ア 南三陸町震災復興計画（以下「震災復興計画」という。）検討業務
- イ 震災復興計画調整業務
- ウ 震災復興計画及び東日本大震災復興交付金事業（以下「交付金事業」という。）管理業務

- エ 津波シュミレーション実施業務
- オ 復興関連事業調整業務
- カ 志津川地区市街地整備総合支援業務
- キ 歌津・戸倉地区等復興総合支援業務
- ク 復興関連事業検討業務
- ケ 復興関連事業進行管理支援業務
- コ 復興計画追加企画業務
- サ 復興事業関連事務支援業務

(2) プロジェクトマネジメント業務

- ア 防災集団移転計画策定業務
- イ 防災集団移転関連業務発注支援業務
- ウ 防災集団移転交付金事業支援業務
- エ 防災集団移転関連事務支援業務

(参加資格要件)

第3条 プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とする参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 単独事業者での参加資格要件

- ア 南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- イ 法人として登記されている者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37条）に基づく指名停止を受けている期間にないこと。

カ 類似する業務の実績を有すること

(2) 共同企業体での参加資格要件

ア 自主結成であり、事業者間で別添参考様式（様式第1号）に準じた協定を締結していること。

イ 代表事業者を定めること。

ウ 構成員の全てが前号アからオに掲げる参加要件を満たしていること。

エ 構成員のいずれかの者が、前号カの参加要件を満たしていること。

(参加資格要件の決定)

第4条 参加資格要件を決定する場合は、南三陸町契約業者審査委員会（以下「業者審査委員会」という。）に諮って決定するものとする。

(プロポーザルへの参加申込)

第5条 参加申込事業者は、プロポーザル方式参加申込書（以下「参加申込書」という。

）（様式第2号）を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

(参加申込書への添付書類)

第6条 前条第1項に規定する参加申込書には、次の書類をそれぞれ2部添付しなければならない。

(1) 業務実績調書（様式は任意とするが、業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態（単独又は共同企業体）、業務概要を記載のこと。）

(2) 共同企業体協定書（共同企業体で申込む場合）

(参加資格の適否の確認)

第7条 町長は、参加申込書等の内容を一覧表に整理し、参加資格の適否についての確認を行うものとする。

(参加資格の確認通知)

第8条 町長は、参加申込者に対して、参加資格の適否の確認結果を第5条第1項による申込の日から14日以内にプロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面により、参加資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができるものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

(実施要領等の交付)

第9条 町長は、ホームページにおいて、南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）及び南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託公募型プロポーザル方式説明書（以下「説明書」という。）を交付する。

(業務提案書等の提出)

第10条 参加申込事業者は、実施要領及び説明書に基づき、業務提案書等を作成し、所定の期限までに町長に提出しなければならない。なお、業務提案書等の記載内容は次の

とおりとする。

- (1) 会社概要及び業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施計画
- (4) 個人情報保護体制
- (5) その他業務提案
- (6) 業務見積書提案（見積内訳書を含む。）

（プロポーザルの途中辞退）

第11条 参加申込事業者は、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。

- 2 プロポーザルの辞退は、プロポーザル方式参加辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第4号）を町長に提出することにより行うものとする。
- 3 辞退届の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。
- 4 業務提案書等の作成に必要な資料等を貸与されている場合は、辞退届の提出と併せて速やかに町長に返還するものとする。
- 5 貸与された資料等の返還方法は、持参又は郵送によるものとする。

（質問の受付）

第12条 参加申込事業者は、業務提案書作成等に係る質問を書面（様式第5号）により行うことができる。ただし、業務提案書作成等に係る質問書は、所定の期限までに提出しなければならない。

- 2 業務提案書作成等に係る質問書の提出方法は、持参、郵送又はファクシミリとする。
- 3 町長は、参加申込事業者から第1項に係る質問書を受け付けた場合、原則として質問者にのみ速やかに回答する。なお、町長は質問書提出後、質疑応答の内容を南三陸町復興事業推進課内に掲示し、公表する。
- 4 質問書に係る回答方法は、ファクシミリによるものとする。

（業務提案書の評価及び評価基準等）

第13条 業務提案書等の評価は、南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- 2 選定委員会は、参加申込事業者から提出された業務提案書等の評価及び提案内容に関するヒアリング実施後、南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託公募型プロポーザル評価基準書（別表）に基づき評価する。
- 3 選定委員会は、評価結果を審査委員会に報告するものとする。
- 4 審査委員会は、選定委員会の報告を受け、最も優れた業務提案を行った参加申込事業者を受託候補者として選定する。
- 5 その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（受託候補者の通知）

第14条 町長は、受託候補者に選定された参加申込事業者に対し、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第6号）を通知する。

（非選定結果の通知）

第15条 町長は、受託候補者に選定されなかった参加申込事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第7号）を通知する。

- 2 非選定事業者は、町長に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。な

お、当該要求は所定の期限までに書面をもって行わなければならない。

- 3 町長は、前項の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者についてのみ非選定理由を書面で交付する。
- 4 非選定理由の説明要求書の提出方法及び非選定理由説明書の交付方法は、持参又は郵送とする。

(業務委託契約)

第16条 町長は、受託事業者と業務委託契約を締結する。

- 2 業務委託の条件等は、受託事業者と協議の上、町長が別に定めるものとする。
- 3 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、経費の負担に関し受託事業者と協議するものとする。

(委託契約期間)

第17条 業務委託契約の契約期間は、契約日の翌日から平成25年3月31日までとする。

(プロポーザルの瑕疵)

第18条 プロポーザルにおける参加申込事業者の手續及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、委員会で審査を行い、対応を決定する。

- 2 委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- 3 町長は、第1項に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取消し)

第19条 町長は、次に定める事由が生じた場合、参加申込事業者及び受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託開始前に指名停止となった場合

(次順位者との交渉)

第20条 町長は、受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

附 則

この告示は、平成24年3月2日から施行する。

別表

業務提案書及び提案内容に係るヒアリングの状況をもとに、選定委員会において総合的に判断し、評価するものとする。

評価項目	審査項目・審査基準	配点	評価	評価点
1 会社経営状況等	1. 会社の経営状況等 ○会社の経営規模、財務状況は十分か ○業務に必要な資格者数は十分か	5		
2 業務実施体制	1. 業務責任者等の配置計画及び資格実績 ○配置計画は適正か ○業務者等の有資格及び業務実績は十分か	10		
	2. 業務責任者等の類似業務実績 ○業務責任者等の類似業務の実績は十分か (市街地開発事業、防災集団移転事業)	5		
3 業務実施計画	1. 業務内容理解度 ○業務内容全体の理解度は十分か ○業務内におけるプログラムマネジメントに対する理解度は十分か ○業務内におけるプロジェクトマネジメントに対する理解度は十分か	20		
	2. 業務実施方針及び手法 ○業務実施工程や手法は的確か ○プログラムマネジメントにおける調整や計画の方針及び手法は的確か ○プロジェクトマネジメントにおける実施手順や資料作成の方針及び手法は的確か	30		
4 個人情報保護体制	1. 個人情報保護 ○業務全体において個人情報保護の体制は十分か ○個人情報保護の具合的対策は十分か	5		
5 その他業務提案	1. その他業務提案 ○復興事業に有益な提案か ○提案内容の具体性、現実性は十分か	5		
6 見積提案書	1. 見積提案書 ○見積金額に応じて、下記算定式によって算出した数値を評価点とする。 (算定式) 評価点=配点×最低提案価格÷当該提案価格  ○ただし、業務内容に対して著しく安価な提案など、業務が十分に実施されないと想定される提案の場合は、提案不十分として取り扱う場合がある。	20		
合計		100		

※各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価するものとし、それぞれ配点は以下のとおりとする。

- A 評価点=配点×1.00
- B 評価点=配点×0.75
- C 評価点=配点×0.50
- D 評価点=配点×0.25
- E 評価点=配点×0.00



行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員1（代表者）	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇パーセント
構成員2	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇パーセント
構成員3	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体の決算は、業務委託の履行完了後において行うものとする。

（利益金の配当割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。  
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇ほか〇社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が押印し、各自所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

構成員1 (代表者)

所在地(住所) ○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○ 印

構成員2

所在地(住所) ○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○ 印

構成員3

所在地(住所) ○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○○○○ 印

様式第2号（第5条第1項関係）

平成 年 月 日

南三陸町長 様

申請者住所  
電話番号  
商号又は名称  
代表者

印

プロポーザル方式参加申込書

平成 年 月 日付けで公告のありました下記業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 履行場所
- 3 添付書類
  - (1) 業務実績調書
  - (2) 共同企業体で参加を申し込む場合は、上記(1)（代表者のみ）共同企業体協定書2部
- 4 連絡先（共同企業体の場合は、代表者）

住 所  
商号又は名称  
所属部署等  
担当者氏名  
電話番号等 電話  
FAX  
E-mail

様式第3号（第8条第1項関係）

プロポーザル方式参加資格確認通知書

番 号  
平成 年 月 日

申請者住所  
商号又は名称  
代表者氏名

南三陸町長 印

先に申し込みのありました下記業務に係る参加資格の確認結果については、下記のとおりとなったので、通知します。

記

業務名	南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託
参加資格の適否及びその理由	適 ・ 否
	参加資格がないと認めた理由

(注) 参加資格がないと認められたものは、その詳細理由について平成 年 月 日までに、書面により復興事業推進課へ説明を求めることができます。

様式第4号（第11条第2項関係）

平成 年 月 日

南三陸町長 様

申請者住所  
電話番号  
商号又は名称  
代表者

㊞

プロポーザル方式参加辞退届

平成 年 月 日付けで申し込みました下記業務に係るプロポーザルへの参加を  
辞退したいので、届け出ます。

なお、貸与された資料等がある場合には、速やかに所定の方法により貴町に返還いたし  
ます。

記

- 1 業務名
- 2 履行場所
- 3 連絡先（共同企業体の場合は、代表者）

住 所

商号又は名称

所属部署等

担当者氏名

電話番号等 電話

FAX

E-mail

様式第5号 (第12条関係)

質 問 書

平成 年 月 日

南三陸町長 様

申請者住所  
電話番号  
商号又は名称  
担当者

業 務 名		
質 問 事 項		回 答

様式第6号（第14条関係）

プロポーザル方式選定結果通知書

番 号  
平成 年 月 日

申請者住所  
商号又は名称  
代表者

南三陸町長



この度、本町が実施した南三陸町復興まちづくり計画等策定業務委託公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、御社の業務提案が総合的に最も優れていると評価されました。

この審査結果に基づき、御社を南三陸町復興まちづくり計画等策定業務委託の受託候補者として決定いたします。

なお、今後の予定等については、後日改めて連絡します。

様式第7号（第15条関係）

プロポーザル方式非選定結果通知書

番 号  
平成 年 月 日

申請者住所  
商号又は名称  
代表者

南三陸町長



この度、本町が実施した南三陸町復興まちづくり計画等策定業務委託公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、下記の事業者を受託候補者として選定しましたので通知しますとともに、プロポーザルへ参加頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

記

1 受託候補者と決定された事業者

2 非選定理由の説明

非選定理由の説明を希望する場合は、実施要領第15条第2項に定める方法で手続きを行うこと。

3 説明要求の手続き期限

平成 年 月 日